

下水道の事業運営のあり方に関する検討会
設置趣旨

- 下水道は、これまでの着実な整備により、下水道処理人口普及率は75%を超え、また、管渠延長は約44万km、処理場数は約2,200箇所となるなど膨大な資産を有しており、管理運営・改築更新の時代を迎えている。
- これらの資産を管理している下水道管理者は、都道府県、政令指定都市、一般市町村等の地方公共団体であり、特に、一般市町村では、平成24年当初において、全1,700市町村のうち1,414市町村（約8割）が下水道管理者となっている。
- 従来から処理場の維持管理を中心に、下水道の維持管理については民間企業への委託が進んでおり、今後ともこの方向は継続し、民間企業の役割はなお一層高まるものと思われる一方、下水道管理者である地方公共団体の下水道担当職員数は減少を続けており、特に中小市町村を中心に深刻な状況となっているところもある。
- その背景の一つとして地方公共団体の厳しい財政状況が考えられるが、下水道がその役割を持続的に果たし続けるためには、施設の改築更新に相当額の税金を投入する必要がある、このような観点を踏まえると、現有施設の予防保全の徹底による長寿命化や改築更新時期の判断及びその内容等については、最低限、下水道管理者である地方公共団体の職員による適切な関与が必要不可欠である。
- しかるに、上記のような執行体制の脆弱化が見られるのは、新規建設から管理運営・改築更新の時代に入りつつある下水道が持続的に役割を果たし続ける上で、下水道管理者としての最低限の役割、すなわち、その職員が最低限実施すべき業務、また、そのために必要とされる能力、及びその能力を組織として習得・維持・伝承する方策等についての議論が不足しているためではないかと危惧される。
- 併せて、例えば下水道管理者の広域化などによる組織体制の強化・効率化の他、下水道管理者の役割を補完・支援するシステムのあり方やその強化などについても議論しておく必要がある。
- 以上のような認識の下、本委員会では、まず、下水道管理者の組織体制の現状と課題を実態に即して整理した上で、下水道管理者である地方公共団体の職員が最低限果たすべき役割、及び、下水道管理者の組織体制の強化・効率化やその補完・支援システム等のあり方などについて検討するものである。